高度経済成長期における中小小売商店従業員の休日制

── 川越商店街の事例を中心に ──

藤井英明

はじめに

本稿の目的は、中小小売商店とその集積である商店街における一斉休日の導入過程を資料に即しながら明らかにすることにある。

わが国では工業部門に関しては労働者の待遇に関する研究の蓄積が見られたが、商業、特に小売商店における従業員の労務・福祉についてはほとんど研究がなされてこなかった。とりわけ中小・零細規模の小売商店に関しては、分析対象としてのあまりの多様さから、また生活と不可分である職住一体の性格ゆえに、商店員(店主やその家族と他人従業員)の労働の実態に関する研究は希少であるといえよう。そのような中にあって、個人商店の内部にまで踏み込んだ分析を行った北山幸子氏の研究¹⁾ は大変貴重なものであるが、商店員の休日制については必ずしも明らかでない。同様に、天野正子氏の研究²⁾ からも商店員の労働の実状がうかがい知れるが、やはり休日については知ることが出来ない。また、休日制を考えるにあたっては、個人商店を対象とした北山氏の精緻な研究とは異なる視角として、商店街単位での考察もなされるべきである。のちに見るように、商店の休日に関する意思決定は、他店の動向に大きく影響される。定休を実現するには、商店街全体での一斉実施が必要であった。

また、本稿が主に対象とする1950年代後半から60年代初頭は、まさに我が国の流通政策が転換し、それまでの中小小売商業の保護から、育成へと舵を切った時期にあたる。経済成長の足かせとなる二重構造の是正のため、中小小売業者の協業化助成、つまり商店街の組織化がすすめられた。個である商店が団体である商店街に組み込まれる過程において、商店の休業と商店員の休日制は商店街や地域全体が共有する問題となっていったのである。

第二次産業の大企業を中心とした生産設備の高度化、また労働運動の高まりなどから、1960年代初頭には戦後第二期の労働時間短縮の流れがうまれ、これと相前後して商店員の休日制も

¹⁾ 北山幸子「高度成長期の零細小売業経営の労働」、『立命館経営学』第45巻第5号、2007年。

²⁾ 天野正子「零細小売業主婦の労働と意識 零細小売業の存立条件についての第一次調査から 」, 「金城学院大学論集」社会科学編第26号,1983年。「小規模自営業で働く主婦の労働と生活過程」,「調 査月報』(国民金融公庫調査部編)第297号,1986年。

盛んに取りざたされるようになった。世界的には週休二日制すら議論され始め、わが国でも導入に向けて大手各社が対応を検討し始めた当時において³⁾、中小小売商店における長時間労働と僅少な休日の実態は、愈々是正すべき課題として認識されるようになっていった。

商店の一斉休日については近松順一氏の研究において触れられており⁴⁾,統計と実例を合わせながら長時間労働と一斉休日について考察する氏の研究は示唆に富んでいるが,一斉休日がどのようにして現場に導入されていったのかということについては明らかでない。そこで本稿では川越商工会議所の資料に基づきながら,1950年代末から1960年代初頭における川越商店街の一斉休日制への対応を実証的に検討することにしたい。

1. 商店員の定休と一斉休日制

(1) 商店員の定休

商店従業員の過酷な労働については、戦前から問題視されてきた。1916年に工場法が制定され、工場労働者の待遇が漸次改善される一方で、商店員の長時間労働かつ僅少な休日という過酷な待遇は残存した。そのようななか、1921年11月18日に開かれた国際労働会議において「商事会社及び商店に週休制を適用する提案」が可決されたことがわが国でも報じられると50、国内でも週休制普及に向けた運動がさかんに行われた60。新聞に投稿された手記から70、当時の商店員の待遇についてうかがい知ることが出来る。

今秋の万国労働会議へ商店労働者の週休制が提案されると云ふので近来商店員の週休問題が大分識者間に論議されている。自分は十四歳の時から所謂年季奉公に入って今日迄十数年間商店労働者としてあらゆる辛酸をなめて来た。従来の商店員は年二回の藪入りを無上の快

- 3)「"週二日休日制"と合理化 最近の諸事例から 」、「労働調査時報。第470号、1963年40~43頁。 並びに、「時間短縮の動向と週二日休日制」同誌第487号、1963年、16~21頁。「労働時間短縮の現況 日経連の調査から(560社)」同誌同号1963年、22~23頁。
- 4) 近松順一『戦後高度成長期の労働調査』御茶の水書房、2003年。なお、休日について調査を行っている『毎月勤労統計調査』において、中小小売商店の規模に相当する「5人以上」の統計は1957年から59年の僅か3か年しか捕捉しておらず(他年度は30人規模)、統計から中小小売商店の一斉休日制導入による休日数増減を推察することは困難である。
- 5)「商店週休制可決」、『読売新聞』1921年11月21日朝刊2面。
- 6)「講演会を開催し付近に宣伝ビラを配布し続いて大阪をはじめ全国六大都市に大運動を開始する」とある(「週休運動の第二歩として講演会を開く」、「読売新聞。1921年6月15日朝刊9面)。また、「大阪の商業使用人組合新生会では東京に全国商業会議所連合会が開かれるのを機会に商業使用人の週休制度即時実行の要求を提げて……上京し……要求を提出」とも報じられている(「商店員の週休要求 大阪から組合代表上京」、「朝日新聞。1921年6月28日夕刊2面)。
- 7)「斬馬剣 週休制」、「読売新聞」1921年7月29日朝刊3面。

楽として不規則な日夜の労働に虐げられてきた。東京でも代表的な大商店には多少の慰安方法が講ぜられていたが、中以下の小商店の店員は全く言語に絶した虐遇に甘んじていなければならなかった。店員が長時間の労働を終わつて乏しい睡眠時間の幾分を割いて読書でもしようとすると「商人には算盤と手紙が書ければ他の学問は不必要だ」といつて迫害される。或る商店では其の日の新聞を読むことさへ禁じられていた。帝都の中央にもこんな実例は至る處にあつた。全く現在の商店労働者の境遇は殆ど丁髷時代の状態を脱してはいなかつた。

*「藪入り」……盆や正月に商店員が店を離れる数日間の休暇のこと

商店員の労働時間は不規則で、特に中小商店における待遇は劣悪であったことが読み取れる。また、井上貞蔵氏によれば1920年代末時点では「東京にあって会社組織の商店は大体週休、百貨店は月2回(交代)、主として問屋では、第1、第3の日曜を休日とする向が最も多い。また小商店に於ては月1回のものが多く、その実例を挙げれば、青物商は毎月16日、酒小売商は毎月19日、魚商、料理店、テンプラ屋等は22日、その他一般小売商は大概20日」ともあり、商店の規模や各個の店によってかなり実情にばらつきがあったものと考えられる⁸⁾。

商店の不定休・長時間営業とそれに伴う商店従業員の長時間労働を規制しようと、わが国では1938年に商店法が制定されている。しかし、長時間営業と休日を定めずに店を開けることは、百貨店をはじめとする大規模店に対して、当時の中小小売商店が持ち得た数少ない対抗手段の一つでもあった。長時間営業と多営業日にわたる開店の可否はそれら商店の存続に直結する問題であったことから、容易には是正し得なかったのである。

結局,これらの問題は戦後にまで持ち越された。1947年には新たに労働基準法が制定され、 従業員に最低でも週一回の休日を与えることが定められたが、その後も商店従業員の過酷な労 働環境は是正されることなく残存したのであった。

(2) 一斉休日制導入に向けた動き

戦後において、商店の一斉休日を実施する契機となったのが1953年9月に大阪松屋町で起こった事件であった⁹⁾。同町の菓子問屋の商店員が、労働条件の劣悪さから主人一家四人全員の斬殺を企てた。事件に衝撃を受けた問屋街の店主たちは会合を重ねた末、月3回の一斉休日を

⁸⁾ 井上貞蔵『商業使用人問題の研究』千倉書房、1937年、348頁。なお、同書499~502頁で述べられる通り、同一商店内でも店員の勤続年数等によって休日数に差異がある。また他の資料によれば、「三越…毎月二回ヲ自由休トシ此他半期間皆勤ノ者二八六日ヲ賜暇休日トシテ與フ正月三日間八休業トス」、松坂屋は「公休日月三回(八日、十八日、廿八日)」、大丸は「毎月曜日、年始尚此ノ外二暑中休暇トシテ入店後五カ月以上ノ勤続者に対シテハー週間ノ公暇ヲ與ヘ居レリ」とあり、1930年代中頃の百貨店では月3日以上の休日を設定するものが増加している(井上信明編著『昭和十一年版官庁公衙銀行会社工場商店従業員待遇法大鑑』1936年、1682~1692頁)。

^{9)「}週休制」、『給与月報』第13巻第4号、1959年、33~35頁。

設定したが持続しえなかった。1956年 5 月からは,毎週日曜日の一斉週休制を実施したがこれ も徹底されるに至らなかった 10 。

1957年に労働省婦人少年局が東京他主要 9 都市を対象に行った調査では、月 2 回及び 3 回の休日を設定している事業所が多く、特に従業員10人未満の事業所では定休を採用しているものは 3 割程度に過ぎず、休日の与え方も一斉と交代制が入り交じり、事業所によりまちまちであった110。

このような状態に一石を投じたのが、1957年 8 月に読売新聞に掲載された問屋街商店員からの相談に関する記事であった 12 。

私たちは問屋街に働く店員です。朝は七時前後起床,夜は十二時過ぎで,一日中立ち続け, ヒザを折れるのは昼食の時だけ,それも二十分くらいです。特に多忙な時は大変で朝早くか らお客様や人夫に起こされ,食事の時間もなく,二時,三時ごろまで顔も洗えぬどころか, 夜八時ごろまで一物も口にせず働き続けることがたびたびです。荷造りが終ると夜半の一時, それから帳面の計算,三時ごろ床に入ることが何回かありました。

休みは月に二日となっていますが多忙な七月、十二月は無休です。正月と夏休みは五日ずつあります。サラリーマンと違い商店に働く私達ですから寝食も忘れて働く心意気はあります。だから私のお店の売上げは年々伸びています。八月末は全く閑散で店に一人おればよいくらいなので、こうした時期に思い切った休養を与えてくれてもよいと思うのですが、でもこれを主人に申出ることが出来ないのです。

記事は大きな反響を呼び、まず東京の問屋街が反応した。1957年8月23日、投稿記事に反応 した日本橋問屋街に属する商店主約400名は浜町にて会合を開き、労働基準監督署の監督・後 援のもと9月1日より毎日曜日を休日とすることに決定した¹³⁾。日本橋の問屋街では、1951年

^{10)「}週休制の現状と問題点」、『労働時報』第11巻第9号、1958年、23頁。「この事件を契機として同地 区において月三回の一斉休日制が実施されたが途中うやむやに終り、ついで昭和三十一年五月から一 斉毎日曜日週休制の実施を申し合わせたが、いわゆる大阪商人気質の雰囲気の中で業者の足並が揃わ ず、これまた中途半端な結果に終わつた」とある。

^{11)「}商店等に働く年少労働者の実態 調査結果の概要 」、「労働時報』第11巻第3号,1958年,30頁。 同調査については「東京他九都市における五十人未満の、物品の販売、理容、料理飲食店、旅館、娯 楽場の五業種一九〇〇事業場について実態調査 (事業場調査並びに年少者の個人別調査を含む)を行 った」。

^{12)「}人生案内 閑な八月に休日を 問屋街に働く私たち店員の願い」、『読売新聞』1957年8月13日朝 刊5面。

^{13)「}日本橋問屋街で週休制実施」、『朝日新聞』1957年8月24日朝刊10面、並びに「最近の新聞紙上にあらわれた商店街週休制をめぐる問題」、『婦人と年少者』第6巻第6号、1958年、10頁。

におこった三越百貨店の労働組合によるストライキ¹⁴⁾ の際、会社側に「手伝いにかり出された各問屋の店員が『あんなに結構な身分でストライキをやるなんて』と自分たちの立場と比べてびっくりし、それが主人たちをも刺激し」、同年12月に問屋700軒のうち400軒が参加して問屋連盟内に労働基準部が設置されていた。1957年の初頭には独自に就業規則案を作成していたが「なかなか実現にふみ切れなかったのが、たまたま八月十三日の人生案内の訴えが反響をよんで監督署も強く動き、八月三十日に週休が決議され」たのであった¹⁵⁾。これに基づいて日本橋、横山町、馬喰町の778店に及ぶ問屋が一斉週休を実施し、翌10月3日に浅草橋、蔵前のおもちゃ・人形問屋街が毎日曜日の一斉週休を決定、次いで岩本町、東神田の既製服問屋街などがこれに続いた¹⁶⁾。

週休制の動きを加速させようと、10月22日には東京労働基準局などの主催で、問屋・小売商の代表、婦人団体代表と労働基準監督行政担当者ら50人による懇談会が開かれた。席上、主婦側からは「ふろ屋、床屋などは休日をちゃんと実施して、主婦も消費者もこれに生活を合わせています。商店の休日も同じ理屈で、……主婦の家事の計画の仕方いかんになるでしょう。安心して週休制を実施してください。」といった一斉休日に肯定的意見が出されたが、「小売店の売上げは限度がある。そのうえ百貨店などの大企業の圧迫もある。……休日だけを一足とびに大企業並みにするのは難しい」と、経営上の都合から実現は容易ではないとする商店側の実情に加え、「内職者や日雇い労働者などその日の収入で暮し、あすの買物までするゆとりのない人たちには商店の休日は影響が大きいだろうという声」も聞かれた。しかし、当時は新卒(特に中学卒業者)の商店への就職希望者が求人数の30%弱にまで減少していたこともあり、週休制や一斉休日の実施を真剣に検討する商店が増加してきた「ジ」。

^{14) 1951}年10月, 労働組合による賃上げ要求に対し、会社側が組合員15名を処分(うち6名を解雇)しようとした。これに反発した組合は12月に相次いでストライキを行った。18日から19日にかけて行われた48時間の東京3店(日本橋,新宿,銀座)同時ストライキでは、組合側は総評関係者など2,500名を集めて店舗入口にピケをはり、客や会社側人間の入店を阻止しようとした。この際、「会社側では前夜から取引先の問屋筋、アルバイト学生など約五百名をかり集め」たとある。「三越スト突入ピケ破りで乱闘」、「読売新聞。1951年12月18日夕刊2面。ストに至る経緯やその後の動向については他に、「三越あすスト?」(同12月11日夕刊2面)、「三越早朝スト東京の三店」(同12月12日夕刊3面)、「三越きょうスト」(同12月18日朝刊3面)、「警官、実力で開店 三越ストきょうも紛糾か」(同12月19日朝刊3面)、「三越ストを延期 きょう平常に戻る」(12月22日夕刊2面)、「三越ストに入る 出入口にピケライン」、「朝日新聞。1951年12月18日夕刊2面、「三越今日もスト」(同12月19日朝刊1面)、「22日から無期限スト三越」(同12月20日朝刊3面)も併せて参照。

^{15) 「}時代の流れ"週休制"「人生案内」への訴えもきっかけに」、『読売新聞』1957年9月10日朝刊5

¹⁶⁾ 前掲「最近の新聞紙上にあらわれた商店街週休制をめぐる問題」。

^{17)「}商店の週休制をめぐって 難しい小売店の場合 就職希望減がきっかけ」、『朝日新聞』1957年10 月24日夕刊 2 面。

約120の加盟店からなる浅草の合羽橋商工協同組合では、商店員約700名の求人のうち、毎年200名あまりの欠員を出す状態が続いていたが、1957年末に休日制や最低賃金、退職金積立てなどの諸制度を整備して、近隣県の職安に募集を出したところ、中学・高校の新卒者(茨城県の中卒者40名、山梨県高卒者30名)の大量獲得に成功した¹⁸⁾。

このような事例が見られるようになると、商店街内の商店でも一斉休日の導入がなされるようになった。基本的に法人相手の問屋とは異なり、日曜日を容易に休日とすることが出来ない 小売商店では、先ずは週休よりも月数回の一斉休日を設定しようとするものが多かった。

商店街として最初に一斉休日に取り組んだのは大田区蒲田の商店街であった。それまでほとんどが年中無休であった町内の3商店組合に属する550店が、毎月20日を一斉休日ときめ、1957年10月21日から実施した。1958年に入ると商店街における一斉休業実施の動きは急激に加速し、1月13日には港区西応寺商店街の約100店が月二回の一斉休日を実施、1月21日には新宿東口駅前の商店街の内、定休日を決めていなかった約100店が毎月第3火曜を定休として一斉休日に踏み切った。

3月には玉川 (世田谷区), 目黒, 練馬, 4月には池袋, 中野, 新小岩など, 次々と一斉休日を採用する商店街が出てきた。また, 商店街単位の一斉休日が全区規模に広がった事例も見られた。港区では1958年1月から, 麻布十番街と魚藍坂商店が毎月20日, 新堀商店街が13, 23日を定休日としていたが, 三田商店会を除く全区商店街が20日を定休日として, 2月から一斉休業を開始した19。

また,前掲の商店員の記事は当時の労働大臣石田博英の目にとまり,労働省として対策を講じるきっかけとなった。同省は1958年5月24日に各都道府県の労働基準局長宛に「週休制の推進およびこれに伴う余暇善用の指導」について通達し,労働基準法の目的とする近代的労務管理方式の樹立を促進し,中小企業における労働条件の改善と労働者の福利の増進をはかるため,全産業において週休制を確立し、余暇の善用を指導援助するよう指示している²⁰。

^{18)「}最低賃金、休み決める。合羽橋商工協組店員の集団採用に成功」、『読売新聞』1958年1月24日朝刊8面。「最近、商店員の就職希望者が少ないのは、……中、高校の卒業生は自然大企業の工場、会社などに殺到するためだ。これを打開するため……十五歳で最低賃金六千円を保証するほか、週休制や半年ごとに三百円増の昇給案、退職金積み立てなどを織りこんだもの。……合羽橋商工協組加盟の百二十余軒では……毎年二百余名の欠員を出し、入れ代わりが激しかったが、こんどの措置で長く同じ店で働くものが多くなるものと期待される」とある。

¹⁹⁾ これと同様に品川区では39商店街の約2,100店が毎月20日に、練馬区では31商店街約4,000店が毎月20日に一斉休業を実施した (「港・品川・練馬区で 全区の商店一せい休業制」、「朝日新聞。1958年2月13日朝刊12面)。

^{20)「}小企業における労働条件の現状と問題点 (二) 賃金実態を中心に 」、『給与月報』第13巻第4号、1959年、6~7頁。

2. 川越商店街における全市一斉休日制

(1) 川越商店街における一斉休日導入の試み

これまで見てきたように、1957年から58年にかけて、各地で商店の一斉休業、週休制に向けた動きが俄かに活発化した。以下では、川越商工会議所の史料を用いながら、川越の商店街における一斉休日の導入の経緯をみていきたい。川越は古くから埼玉県の農産物集散地として栄え、江戸期には現在の川越一番街商店街の地区を中心に、農産物や農耕器具、箪笥、繊維製品等を扱う商業者(卸問屋、仲買人、小売)が集積していた²¹⁾。第二次大戦後、川越は徐々に東京都の近郊住宅地として衛星都市化してゆき、東京や大宮への通勤者など、市の南部に新住民が増加した²²⁾。商業の中心地が西武鉄道本川越駅や国鉄並びに東武鉄道の川越駅に向かって南下した結果、南北約2㎞に及ぶ広域な商店街エリアを形成することとなった。1960年頃には24の商店街組織と81の業種別組合²³⁾が存在する、埼玉県内でも有数の都市となっていた(図表1)。

川越における商店街の休日に関する記録としては、1958年8月9日に川越商工会議所から各商店街に向けて出された、「商店街に於ける休業日及び営業時間に関する調査依頼の件」たる書類が確認できる。日本商工会議所の全国調査の一環として、川越でも調査が行われていた。その集計結果は残されておらず、当時の川越における状況を直接知ることはできないが、翌1959年9月14日に川越労働基準監督署と川越商工会議所が商店街と業種団体の代表者に宛てて発行した書類²⁴⁾と、9月22日に行われた会合の記録からさかのぼって推察することが出来る。

週休制と閉店時間の推進について

......昨年より商店関係の一せい休日の実施により、週休制の確立のため御努力いただき、お陰をもちまして着々その効果を収めておるところで御座いますが、地域又は業種によりましてしては外間である。 て一せい休日の回数もまちまちであり、少い業種につきましては多い業種に歩調を合わせる

²¹⁾ 川越市総務部市史編纂室編『川越市史 第五巻 現代編』, 1972年, 497~498頁。

²²⁾ 同上520~523頁。なお,市域の南下については「川越市史 第五巻 現代編』, 1981年, 225~234 頁も併せて参照。

^{23)「}商連文書自三七. 二. 九至三九. 六. 二九」(簿冊連番 1279) 内史料より。合併や掛持ちなど、 資料によってその数が一定でないが、ここでは上記資料に拠った。この他、「第一部会(商業サービ ス) 関係綴」(簿冊連番 1098」内にも商店街や組合の一覧表が添付されている。なお、以下に挙 げる簿冊連番並びに資料 ID は、立教大学経済研究所「川越商工会議所関係文書目録 第3巻 戦後 編』、2012年に拠る。

^{24)「}昭和三十二年度川越地区労働基準協会関係綴川越商工会議所」(簿冊連番 759) 内,「週休制と 閉店時間についての記録」(資料 ID42312)。

図表 1 川越の商店街・業種別組合一覧 (1961年頃)

商店街組織	員数	表 I 川越の商店街・業権 業種別組合	員数	コージ (1001 バス) 	員数	
川越優良店会協同組合	_	川越菓子商業組合			貝奴	
	48		23		-	
協同組合川越専門店会		川越生菓子商組合	35		20	
川越銀座商店街協同組合	44	川越製菓組合	71		20	
川越一番街商業協同組合		川越米菓工業組合		川越鮮魚商組合	7	
川越中央商栄会協同組合	157	川越食料品小売商組合	60 23	川越紙凾工業組合	37	
新富町商店街お楽しみ会	122	川越料理店組合		川越市左官業組合	7	
南部商栄会	82	川越豆腐商組合	42	川越ミシン商組合	1	
久保町商店街協同組合	52	川越魚商組合	25	川越用品商組合		
川越名店街	46	川越牛乳組合	10	川越建具商組合		
立門前商栄会	40	川越旅館組合	16	川越桶商組合		
南町商店街協同組合	62	川越時計商組合	18	川越写真材料商組合		
本町商和会		川越紙・文具商組合	45	川越竹細工組合		
六栄会		川越市化粧品同業組合	19	川越雑貨商組合		
連雀町本通り繁栄会		川越薪炭商組合	57	川越計量器組合		
鐘突通商店街		川越靴商工会	26	川越花弁組合	9	
中町通商店街		川越洋服商工組合	29	川越金物商組合	17	
高階商工会		川越板硝子商組合	4	川越書籍商組合	7	
福原商工会		川越筧屋組合	14	川越鳶職組合		
広小路商栄会	12	川越農機具商組合	14	川越木材商組合		
川越名店街		川越板金組合	15	川越建築材料商組合	5	
中央通二丁目		川越地方鍛冶工業共力組合	39	川越石材商組合		
中央通三丁目		川越運輸業者協議会	49	川越地方宅地建物取引業組合		
松江町町内会		川越織物工業組合		川越肥料商組合		
松栄会		川越市茶業組合	50	川越衛生業組合	7	
計24団体		川越映画六館親睦会	6	川越助産婦組合		
		川越衣類道具古物商組合		川越印判組合		
		川越鉄工機械工業組合		県理労環境衛生同業組合川越支部		
		川越食肉組合	21	県クリーニング環境衛生同業組合川越支部	43	
		川越陶磁器組合	11	県金融業協同組合川越支部	8	
		川越青果商協同組合	56	県自転車商業協同組合川越支部	45	
		川越箪笥組合	46	県電気工事工業協同組合川越支部	26	
		川越第一青果組合川越支部	23	県印刷調整協同組合川越支部	20	
		川越タバコ商業協同組合	242	県美容環境衛生同業組合川越支部	71	
		川越酒類小売商業協同組合	25	県浴場環境衛生同業組合川越支部	14	
		川越米穀小売商組合	47	県酒造組合川越支部		
川越塗装組合		川越塗装組合	10	県種苗組合川越支部	3	
川越履物商組合		川越履物商組合	27	県整骨師組合川越支部	8	
川越呉服商:		川越呉服商組合	22	県西部医薬品商業組合	104	
		川越染物業組合	20	川越飲食店組合		
		川越地区乾麺組合	82	川越茹麺組合		
		川越綿業組合	25			

(出所)「商連文書自三七. 二. 九至三九. 六. 二九」内史料より作成

⁽注) 中央商栄会並に南町商店街の会員数については「自昭三十年五月至昭三十八年三月川越商店街関係綴」を参照

ことを是非お考え願い度いところと存じます。

又各商店一せい閉店時間を定め、之を実施することによりまして、労働時間の面から店員の労働条件の向上をはかることも効果的であると考えられるところであります。以上の二点につきまして……各業種別組合の代表の皆様にお集まりを願い種々御協議致し度いと存じますので……貴組合より一名是非御出席をお願い致します。

9月22日, これに応えて23団体から26人が参加し商工会議所で一時間半にわたる会合が行われた²⁵⁾。

(一) 休日運営委員会を設ける件

- (イ) 従来二十日を一斉休業日と定めて居ったが尚一日を増し月二回の一斉休業日を実施するよう今後委員会を設け日取り等を研究することとした。尚委員の選任は会議所に一任。例へば業種代表又は商店街及町内会等を勘案して人選すること。
- (ロ) 休日運営委員会は右の外一斉休業日を如何に有効にするか又は一般消費者にどの ような方法を以って宣伝したなら周知できるか等も研究する等を協議した

(二) 閉店時間実施の件

労働基準監督署の要望あり例へば夏時間は午後十時冬時間は午後九時位から逐次閉店時間を早めてほしいとの事につきこの件も休日運営委員会にて研究することとした。

以上一応協議し出来得る限り速に……当局の要望にこたへることを申合せ本日の懇談会を終了した。

これらの史料から、川越の商店街でも1958年の時点で月1回、毎月20日の一斉休日を行っていたこと、但し、業種等により一月あたりの一斉休日の回数はまちまちであったこと、また、1959年からは月2回の一斉休日実施を模索していたことなどがうかがい知れる。

また、1960年1月29日、仙台商工会議所発の「商店街街路灯、アーケード、及び休日制実施 状況に関する御照会の件」に対する同年2月22日の川越商工会議所の回答からも、当時の休日 制の実施状況とそれに対する川越における消費者の反応をみることができる²⁵⁰。

商店街休日制について

1. 貴地区内に於て商店街の休日制を実施しておりますか

²⁵⁾ 同前簿冊内「週休制と閉店時間の推進について」(資料 ID42313)

^{26)「}昭和三十四年度 業務事業商工相談照会関係綴」(簿冊連番 1040) 内,「商店街街路灯,アーケード及び休日実施状況に関する御照会の件/附回答書」(資料 ID47441)。なお,()内は筆者注。

- イ. 全市一体で実施している [週休制・○定休制]
- 口.業種別組合毎で実施している [週休制・○定休制]
- 八. 商店会別で実施している [週休制・定休制] (無回答)
- 二. 一部実施している組合や商店会はあるが未だ徹底していない [週休制・〇定休制]
- 2. 休日制を実施しての影響について
 - ・店員に対する影響について

商店毎に且つ店員相互で休日を与えられていたが一制 (ママ) 休業となって店員を一緒に休ませるので非常に喜ばれ.....レクリエーション等に利用される様になって来た。

・消費者一般の声について (昭和) 33年9月実施された当初は多少不便 [一制 (ママ) 休業は特に飲食関係,食料品] の声があったが、暫時徹底し、現今は何等支障をきたしていない。

3. その他

当所は更に定休制の充実化を図り近い中に月二回乃至三回の一制 (ママ) 休日制を実施する様計画中である。但し業種的にはやむを得ないものもあるので強制はしない。

この回答から、1960年当時の川越の商店街では、週休制は確立していないものの、全市一斉休日を実施しており、それが1958年9月より開始されたことがわかる。また、定休が必ずしも徹底されていない状況にあり、59年の月2回の一斉休日実施の試みから一歩進めて、月3回の一斉休日の実施を模索しはじめていた様子が見てとれる。また、一斉休日は商店員には好評で、開始当初は消費者から多少の不満の声が聞こえたものの、開始から一年半が経過した60年2月現在では一斉休日が受け入れられつつあったことがわかる。

上記のように川越では1958年9月から一斉休日に向けた動きが見られたが、60年代にはいると一斉休日、さらには週休制に向けた動きがさらに活発になる。1961年3月2日、川越労働基準監督署長から川越商工会議所会頭に宛てた「週休並びに閉店の一斉実施について」という書面で以下のように述べ、商工会議所からの回答を求めている²⁷。

……最近中央からの指示もあり、各地区別、又は各職業別に月三回の一斉休日を設け、また毎日の閉店時刻を遅くとも午後九時までに規制致したい所存であります。既にご案内の通り最近の労働力の需給は中小企業にはアンバランスを示しており、これが解決には何としても労働者の基本的労働条件を向上すること以外にありません。……既に此の点につきましては近くの大宮市、所沢市、狭山市、飯能市では今3月より(大宮市では1月)実施に踏出して

^{27)「}自昭和三十五年四月至昭和三十六年三月川越市関係綴」(簿冊連番 267) 内,「週休並びに閉店の一斉実施について」(資料 ID33388)。

おるところで……つきましては……御地区の実情を……御回報……御願い致します。

労働基準監督署により用意された回答用紙には、「一斉週休制の現状」、「一斉閉店制」、「月三日の一斉週休実施見通し」²⁸⁾、「貴所・会の勧奨経過」、「貴所・会の実施についての意見等」という項目が印刷されているが、これに対し、川越商工会議所は、「毎月10、20日の2回実施。業種的には3回実施しているものがある。」、「午後9時を申合せているが完全実施に至っていない。」、「他都市の情勢により暫時(ママ)実施機運高なりつゝある。」、「1月、2月毎1回商店街代表との懇談会を開催協議した。」、「更に協議し実施に移行す

「1月,2月毎1回商店街代表との懇談会を開催協議した。」, 「更に協議し実施に移行する期日は出来る限り早急に致したい(4月実施予定)」と回答している。これをうけてか,3月16日には商工会議所にて全市一斉休日に関する懇談会が開かれている²⁹。

翌4月13日には、再び川越労働基準監督署長から「商店街に於ける休日制実施打合会開催について」という文書が商工会議所会頭に宛てて出されている³⁰⁰。

……県下主要都市に於ける休日制の実施状況を見まするに御町に於て実施に入ったのと概ね時を同じくして月2日の休日制をとりましたが、現在では本年1月を期し之を更に月3日に進展させて店主従業員共余暇の効用を計りつゝある現況でございます。つきましては……御町休日を月3日に推進させていたゞき従業員の福祉増進と商店街発展に資したく……之が実施につき御意見等承りたく打合会を開催いたします。

これに対する商工会議所の正式な回答書類は残念ながら残されていないが、同書面のメモ書きとして「第1案 第1・2・3水曜日、第2案10日20日 1日~2日」とあり、月三日の一斉休日を設定するか、それが不可能であれば現状とほぼ変わらない、毎月10日と20日の月1日乃至2日の一斉休日制とすることを回答する用意があったことが見てとれる。

さらにその十日ほど後の1961年4月24日、商工会議所から各商店街代表に宛てた「全市一斉休業実施について」の書面にて、「首題の件に関しましては既に再度に亘りご協議致しました。つきましては最後的打合せの上一斉休日を御決定願い、五月より実施致し度く存じますから、其点御含みの上万障御差し繰り御出席下されたくご案内申上げます」³¹⁾ と、27日開催の会議へ

²⁸⁾ 書面には「週三日の一斉週休実施見通し」と印刷されているが、明らかに「月三日」の誤記であると思われるので、ここでは筆者が改めた。

²⁹⁾ 前掲「第一部会(商業サービス)関係書類」内、「講演会と懇談会開催のお知らせ」(資料 ID48884)。

^{30)「}自昭和三十四年四月至昭和三十七年三月諸官衙連絡通達関係綴」(簿冊連番 246) 内,「商店街における休日制実施打合会開催について」(資料 ID32028)。

³¹⁾ 前掲「第一部会 (商業サービス) 関係書類」簿冊内、「全市一斉休業実施について」(資料 ID48885)。 なお、この会議には17商店街の代表の出席が促されていたが、残されている資料から開催前の参加予 定状況をみると、出席は6、その他は代理出席4、欠席4、保留4であった。

優良店会	欠	席	×	銀	座	保	留	
専門店会	代理	里出席		南	部	出	席	0
新田町	代理	里出席		東第	会	保	留	
一番街	出	席	0	六第	会	欠	席	×
名店街	出	席	0	志鶉	遠町	代理	里出席	
中央商栄会	欠	席	×	高	階	出	席	0
本 町	保	留		久傷	剛	欠	席	×
鐘突通	保	留		立門	門前	出	席	0
北秀会	出	席	0					

図表 2 全市一斉休日決定会議出欠

(出所)「第一部会 (商業サービス) 関係書綴」内史料より作成

の出席が強く促されたが、図表2に示す通り保留、欠席も目立った。

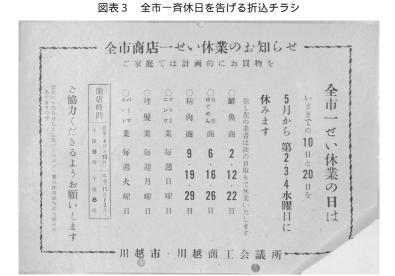
会議の翌日28日には早速,商工会議所から「全市商店一斉休日制についてのお知らせ」という文書が出されている³²⁾。

全市商店の一斉休日制については従来毎月十日、二十日でありましたが、労基所(ママ)の要請により月三回制実施につき再三協議を重ねて参りました。更に去る四月二十七日、商店街、業界並に消費者代表の協議により、向礼月四回完全実施を前提として左記の通り五月より実施することに決定致しましたのでお知らせ申し上げます。……毎月第二、第三、第四水曜日(第一水曜日・特殊業者を除く)

なお、同書面には「消費者への周知方については市、並に当所にて凡ゆる宣伝方法を以てこれが徹底に当ることになりました」とあり、商工会議所の積極的に協力・推進していこうとする姿勢が見られるが、そのあらわれとして、市と商工会議所の名で「全市商店一せい休業のお知らせ ご家庭では計画的にお買い物を」と題する折込チラシが新聞各紙に入れられた(図表3)。5月19日朝刊分だけでも、毎日新聞4,300枚を筆頭に、朝日・読売各3,000枚、産経1,500枚、東京1,200枚、計1万3,000枚のチラシの無料折込を川越商工会議所が各紙販売店に依頼していることが確認できる⁸³⁾。このチラシからもわかる通り、川越市商店街としての一斉休日はあくまで第2・3・4の水曜日であるが、川越市商店街の一斉休日とは別に、業種団体ごとに一斉休業日を設けており、全市一斉とは言っても業種団体の休みを優先して、水曜日に開店し

^{32)「}自昭和三十四年四月至昭和三十七年三月 諸官衙諸連絡通達関係綴」(簿冊連番 246) 内,「全市商店一斉休日制についてのお知らせ」(資料 ID32027)。なお, 傍点は筆者によるもの。

^{33)「}自昭三十年五月至昭三八年三月川越商店街関係綴」(簿冊連番 1275) 内,「全市一斉休業のチラシ送付状/附全市商店一せい休業のお知らせ」(資料 ID53723)。



図表 4 店頭用掲示物



ている店もあったことがわかる³⁴⁾。

また、店頭や街頭に貼付・掲示する一斉休日の日付を告げる広告物も川越商工会議所により 作成されている。縦40cm、横15cm程の紙面には、「8月の全市休日は8・22・29日 (水) です 川越商店街連合会」と大きく印刷されており、1,000枚ほどが商店街に配られた(図表4)⁵⁵。

(2) 一斉休日の実施困難性

上述の通り、川越の商店街では1961年から本格的に月3回の一斉休日に取り組んだが、小売商業の性格上、その実施は容易ではなかった。1961年の7月7日、川越商工会議所から各商店街の代表に宛てて「休日制実施(臨時変更)につき連絡」たる文書が出されている。

全市一斉休日の実施については本年五月より第二、三、四の水曜日月三回を実施して参り、消費者各位にも大方周知されて参りましたことは御同慶にたえません。丁度本月は新暦のお盆であり、御中元の季節と十三日より百万燈まつりも始まりますので第二水曜日は一斉休日に当って居りますが一・二の商店街並に二・三の商店より営業される旨の申入がありました。つきましては当所としても季節柄各商店街の御意向によって善処しましたが、日時がありませんので各商店街(会)毎に御相談の上御決定・任意実施される様、但し従業員には代休を

³⁴⁾ 全市一斉休日,業種団体別の休日とは別に独自の定休日を設定している店も残存した。市内のそば店では、独自に毎月2日、9日、17日、24日を休日として周知の為の広告を店名の入った封筒に印刷して使用していた。「商連文書自三七.二.九至三九.六.二九」(簿冊連番 1279) 内、「川越市商店街並に提灯祭視察参加者名簿」(資料 ID53799) より。

³⁵⁾ 前掲「自昭三十年五月至昭三八年三月川越商店街関係綴」内添付史料より。

お与え下さい。今後は各位の御意向を調整し善処いたします所存であります。

つまり、中元の時期にあり、かつ市内の大きなイベント開催で人出が予想されることから、 商店街単位或いは商店主個人から休日返上の要望があり、月4回の休日完全実施、つまり週休 はおろか、5月からようやく開始された月3回の一斉休日さえも、7月には早くも実施するこ とが出来なかった。商工会議所としては、「従業員には代休を」と指導しているものの、一斉 休日の日程調整は為しえず、その判断は各商店や商店街に任される形となった³⁶⁾。

書き入れ時には同じような状況が繰り返しみられた。1961年11月29日,川越商工会議所により「全市一斉休業に関する打合せ会」の開催告知がなされ,12月4日に12月と1月の全市一斉休日について会議が行われた。同年12月の第2水曜日は13日であるから,一斉休日実施9日前の会議である。同会議には商工会議所の正副会頭並びに商業部長,そして主要13商店街と,食料品小売商組合,魚商組合,靴商工会,陶磁器組合,青果商業協同組合,ラヂオ・電気商組合,金物商組合の7組合の代表が参加した。

その結果、商工会議所名で図表5のような縦横30cm×20cmほどの掲示物が作成され、結局同年12月における全市一斉休日は取り止めになった³⁸⁹。正月に関してはさらに休日が流動的で、図表6に見るように、各業種団体によってまちまちであり、元旦から営業をする店舗もあった³⁸⁹。図表1で示した通り、川越には商店街とともに多くの同業組合が存在した。同一市内において、これらが経糸と緯糸のように複雑に入り組む構造に、全市的一斉休日の困難性が見てとれる。

このような状況に対して、商店員からは不満の声があがった。1962年2月27日、市内の商店 従業員から匿名で以下のような文面の葉書が商工会議所に届いている⁴⁰⁾。

一体いつになったら週休になるのですか? 工員も会社員も商店員も同じ人間です。商店 従業員だけが疲れを知らぬ生物とお考へですか。

最近は休日外の水曜は、人も出ませんし売り上げも少く主人も必要を感じているようですが、やはり一斉休日でないと店を閉めるふんぎりがつかぬ様です。会議所は会員の商店の会費負担で運営されていると聞いていますが使用者側に遠慮があるのですか?

私達の当然の権利を認め早く週休制にして下さい。

工場へ来ないかと誘われているのですが完全に週休制になれば私は商店に勤めていたいの

³⁶⁾ 同前簿冊内「休日制実施 (臨時変更) につき連絡」(資料 ID53726) より。

³⁷⁾ 同前簿冊内、「全市一斉休業に関する打合せ会/附メモ」(資料 ID53728)。

³⁸⁾ 同前資料内添付の掲示用ビラ。

³⁹⁾ 同前簿冊内,「正月休日」(資料 ID53730)。

⁴⁰⁾ 同前簿冊内,「週休制を求める葉書」(資料 ID53744)。

図表 5 全市一斉休日中止を告げる掲示物



図表 6 川越商店街の正月休日

(1962年1月)

業種	休 日
理髪	元日, 8, 9日(2~7日午後4時)
美容	毎週火曜日但し1月2日 (第一火曜) は休まず9,16,23,30
電気器具	毎週水曜
魚ヤ	元日休,半々, 組合のきめ毎週日曜7,14,21,28
八百屋	毎週日曜 , 7, 14, 21, 28 2日初 〇
酒屋	毎週日曜, 7, 14, 21, 28
米 屋	毎週日曜
クリー ニング	1, 2, 3休 組合のきめ毎週日曜 7,14を休まないで15,16,21,28
木 炭	1, 2, 3休 " 4日初荷
パン	1, 2, 3休 その他商店によって 2日~5日間の休日とす
風呂	元日, 15日
そば	6, 16, 26 組合のきめ通り
肉ヤ	9, 19, 29 組合のきめ 元日は店により休む

(出所)「自昭三十年五月至昭三十八年三月川越商店街関 係綴」内「正月休日」より作成

(注) 業種分類他表記は原史料の通り

です。

この葉書から二か月が経過した1962年4月29日にも同様の内容の葉書が、こちらは差出人の住所と実名入りで商工会議所に寄せられている⁴¹⁾。

私は市内に住む一店員ですが実は今度五月から週休制になるとゆう事が流れてしまったそうですが 他の所ではもうほとんどが週休制になっているとゆうのに、川越では来月から又来月からといっておいてなか々ならないので、ぜひこの週休制の事に対してお考え下さい。今一つお願いしたいことは 今一度各商店の人と話し合って はっきり週休制に対して決め

て下さい。よろしくお願い致します。きまる迄又手紙出します。

⁴¹⁾ 同上簿冊内、「週休制実施を求める葉書」(資料 ID53732)。

これら二通の文面からは週休制を希求する商店員のもどかしさが読み取れるが、特に2月の 葉書では、さほど売り上げが期待できない日であっても一斉休日でないと店主が店を閉めずに 営業してしまっていること、また、商店員不足が嘆かれる当時において、「工場へ来ないかと 誘われている」と述べることで、なんとか商工会議所による改善の動きを促していることが興 味深い。

このような商店員の不満が鬱積する一方で、当時の商店主たちは週休についてどのように考えていたのであろうか。川越商店街の中でも最有力商店街の一つである新富町商店街では、全加盟店122店に対し1962年4月7日に一斉休日に関するアンケートを実施している⁴²。その結果は図表7の通りであるが、回答のあった121店中、週休に賛成のものは47店、反対は44店とほぼ同数であった。「どちらでもよい」は30店であり、週休制に無関心ととることもできるが、これは「雇人がいないので適当に休日を設定している」が27店あることに鑑みれば妥当な数字であるともいえよう。賛成につながる解答として、「既に週休にしている」店は12店あり、「月4回(週休)定休にしたい」とする回答も31あった。反対に、「現在の3日定休でよい」とする意見は40あり、週休に反対する主たる要因として「時期尚早」というよりは、月3日の定休で十分と考えている店主が多いことが見てとれる。また「全市一斉ならば週休でもよい」との回答が21あり、先の商店員の葉書にもあった通り、やはり他の店の動向が商店主の休日実施の判断に大きく作用していたといえる。定休日の曜日の希望を見ると、現行の水曜日でよいとす

図表7 1962年4月新富町商店街 (全121店) 週休制に関する アンケート結果 (複数回答可)

週休に賛成

47

週休に反対	44			
どちらでもよい	30			
既に週休にしている	12			
月4回 (週休) 定休にしたい	31			
現在の3日定休でよい	40			
月4回はまだ早い	4			
全市一斉ならば週休でもよい	21			
雇人がいないので適当に休日を設定している	27			
定休日は水曜日でよい	23			
定休日は日曜日がよい	17			
定休日は月曜日がよい	8			
/ 出版 \ 「高速文書白三七				

⁽出所)「商連文書自三七.二.九至三九.六.二九」綴内史料より作成

⁴²⁾ 前掲「商連文書自三七.二.九至三九.六.二九」内史料。回答121店,他1店は休業中。

る回答が23であるのに対し、日曜日或いは月曜日を希望する店も25あり、定休日とする曜日の 設定だけをみても各店の思惑は、単一商店街内においてさえ、一様でなかったことがわかる。

商店における求人難がさらに深刻化し、労働需給の逼迫がピークとなるなか、1962年5月2日、川越商工会議所は何とか週休制を実施しようと「全市一斉休業と商店従業員週休に関する件」たる文書を各商店街代表に宛てて発している⁴³。

「……首題の件でございますが過去数回にわたり市内各商店街代表者と懇談を重ねてまいりましたが下記の通り決定いたしましたのでご報告いたします。

尚本件に関しましては既に実施されているお店もありますが新たに実施されるお店にては十分に徹底実施下され度くお願い申し上げます。......

- 1. 今まで全市一斉休業 (第2,3,4水曜日) を休日になされているお店は従来通りにて 実施してください。
- 2. 従業員がいるお店は第1水曜日を追加して、(毎月4回) 労働基準法に基づいて必ず休ませるようお願い致します。

但しお店は開けていて御主人或は家族が御商売することは差しつかえありません。

- 3. 本通知が遅れた為今月は第1水曜日に実施出来ない為今月は第2,3,4水曜日以外の日(いつでも結構です)1日を休みにきめて従業員を休ませて下さい。
- 4. 近日中にこの件について労働基準監督署にて調査するそうですから何卒徹底下され度く 重ねて御願い致します。」

同書面から、商工会議所が従業員を雇用する商店にむけて週休制あるいは月4日の休日制を遵守するよう指導していることがわかる。ただし、家族従業人に関してはその適用範囲の限りではなかった。また、(文面から幾通りかの解釈が可能であるが、少なくとも新たに追加された第1水曜日については)定められた休業日であっても必ずしもシャッターを下ろすことは強制されていなかった。前述の通り、従業員を雇用しない店が休業日に店を開けることは、同業他店の意識を刺激し、一斉休日を阻害する要因になりえた。また、商工会議所による通知が遅れたことにより、当月の週休制は実現できず、かえって各店舗の判断に委ねられた不確定な休日の存在を認めてしまっている。商工会議所が推進しようとした、そして商店員が待望した完全なかたちでの週休制、つまり、確定的かつ心置きなく休める休日の実施には至らなかったといえる。

ところで、商工会議所と川越商店街連合会は1962年10月から、毎月第2・3・4水曜日の10 時から14時まで、商店員を対象とした茶道・華道教室を開催した。これら講座の開設について

⁴³⁾ 前掲「自昭三十年五月至昭三十八年三月川越商店街関係綴」内、「全市一斉休業と商店従業員週休に関する件」(資料 ID53742)。

は、同年4月5日の川越商店街連合会の理事会で議論され、低廉な月額受講料が決定された⁴¹⁾。 1962年10月20日、大宮市の埼玉県商工会館において「第一回商店街労務管理推進大会」が開催されているが、川越の代表として参加した小川町商工会は「週休余暇善用」について報告発表している⁴⁵⁾。商店員の求人難、低定着率の問題が残る中、川越商店街では商店従業員の休日善用策を充実させることで、不完全な一斉休日制を補おうとしていたことが見て取れる。

おわりに

以上,商店の休日制の導入と,川越商店街における一斉休日実施に向けた取り組みの経緯を見てきたが,一斉休日の完遂が困難であったのは決して川越商店街に限ったことではなかった。1957年から始まった一斉休日の動きは,急速に拡大した半面,なかなか徹底されなかった。労働者の互助団体「志行会」が1961年10月から東京の住み込み店員や工員2,000人(内1,400人が商店員)を対象に調査した結果,男子従業員の約4割は未だ半月に1日しか休日があたえられていない状況であった。。また,先に挙げた池袋の商店街では,一斉休日を導入するもその後の運用が困難になった。一斉休日を標榜しながら,決められた休業日に店を開けたり,店員が交代で勤務したりする状態が続いた商店街もあり40,商店従業員の休日は不確定なものであり続けたのであった。

川越商店街における一斉休日導入を論じる上で、本来であれば各商店或いは商店街全体で商店員需要がどの程度あり、これに対し就職希望者がどれ程存在したのかを把握する必要があったろう。この需要が高ければ高いほど一斉休日導入はより促進されたはずである。しかし、管見の限りこれに関する統計等は得られず、現在のところ、川越商工会議所資料からも発見できなかった。これについては引き続き史料にあたり、明らかにしていきたい。

また、商店街の組織化の過程についても目を配る必要があろう。二重構造の解消を目指した中小企業庁により、組織化・共同化政策が同時代的に進められるなか、中小小売商店には地域一体的な行動がより強力に求められた。紙面の制約上、本稿では詳述はできないが、川越では1955年5月から16団体が「川越商店街連盟」結成にむけて動き出し、先に組織化を進めていた同県川口市の商店街連盟をモデルとしながら翌56年11月に連盟を結成している。また、1961年10月には全日本商店街連合会により組織強化方針が出され、同年11月には埼玉県商店街連合会

⁴⁴⁾ 前掲「自昭三十年五月至昭三十八年三月川越商店街関係綴」内、「華道・茶道講座開催の御案内 (従業員の休日善用)」(資料 ID53766)。月額受講料は華道300円+実費、茶道600円で商工会議所が窓 口となり申込を受け付けていた。

⁴⁵⁾ 同上簿冊内「第1回商店街労務管理推進大会開催について/附第1回商店街労務管理推進大会プログラム」(資料 ID53767)。

^{46)「}半分が"話と違う待遇"住み込み従業員の実態」、『読売新聞』1962年3月5日朝刊11面。

⁴⁷⁾ 近松前掲書, 112~113頁。

が組織された。川越では翌1962年3月22日に従来の「連盟」にかわり、「川越商店街連合会」が発足した⁽⁸⁾。このような中で商店街組織に対する全市的行動への同調圧力は更に高まったと考えられる。また、個としての商店は、一斉休日という画一的な行動を求められる過程で、商店街という団体により強く結びつけられていったといえる。結果だけを見れば、川越では完全な全市一斉休日は成し得なかったわけであるが、我が国の小売商業政策が、中小小売商を個としてではなく、商店街という団体を根拠として振興しようとしたことを考えるとき、商店街としての組織的な行動の経緯を明らかにしたことは、一定の意味を持ち得ると考える。あるいは、個々の商業ユニットの思惑が交錯し、最大公約数的な効用を達成しえなかった事実にこそ、中小小売商業の特質と、政策的限界・課題を見いだすべきであるかもしれない。

70年代中盤以降には、大型店問題が激化する中で、商店街における一斉休日実現・長時間労働解消という課題はその陰に隠れ、後まで持ち越されることとなった。国は大店法により大型店の競争的な出店を抑え込む一方で、商店街のインフラ整備に対して積極的に助成を行って、地域のコミュニティの場の役割を担わせることで中小小売商の存続を図ろうとしたわけであるが、そこでは内的な問題にまでは対策を講じ得なかった。不確定な休日と長時間労働は、その後に深刻化する後継者不足の大きな一因ともいえる。本稿で扱った一斉休日制とほぼ同時期に対策の必要性が認識されるようになった、商店員の最低賃金制や退職金制度などとも併せてさらに考察する必要があり、これについても他稿の課題としたい。

本稿で使用した川越商工会議所関係文書の利用に際しては、史料を所蔵・管理しておられる川越博物館の御担当者に大変お世話になった。末筆ながら厚く御礼申し上げます。

参考文献

天野正子「零細小売業主婦の労働と意識 零細小売業の存立条件についての第一次調査から 」, 金城学院大学論集委員会『金城学院大学論集』社会科学編第26号, 1983年

-----「小規模自営業で働く主婦の労働と生活過程」、国民金融公庫 『調査月報』第297号、1986年 石井順三 『商人家族と市場社会』有斐閣、1996年

井上貞蔵『商業使用人問題の研究』千倉書房、1937年

井上信明編著『昭和十一年版官庁公衙銀行会社工場商店従業員待遇法大鑑』従業員待遇法大鑑刊行会, 1936年

川越市総務部市史編纂室編『川越市史 第五巻 現代編 』川越市,1972年

——『川越市史 第五巻 現代編 』川越市, 1981年

北山幸子「高度成長期の零細小売業経営の労働」、立命館大学経営学会『立命館経営学』第45巻第5号、2007年

竹林庄太郎『日本中小商業の構造』有斐閣, 1942年

---「資料 商店員の実態 中小商業の論理 (八) 」, 同志社大学商学会『同志社商学』第7巻第

⁴⁸⁾ 前掲「自昭三十年五月至昭三十八年三月川越商店街関係綴」内史料,並びに「商連文書自三七.二. 九至三九.六.二九」内史料より。

2号. 1955年

近松順一『戦後高度成長期の労働調査』御茶の水書房、2003年

中川清編『労働者生活調査資料集成 近代日本の労働者像 一九二〇 一九三〇年 第九巻 店員・ 徒弟 失業者。青史社、1995年

立教大学経済研究所『川越商工会議所関係文書目録 第3巻 戦後編』,2012年

労働省労働統計調査部 "労働統計要覧 (1966年版)』 1965年

労働大臣官房労働統計調査部編『毎月勤労統計調査結果表』昭和32年~昭和36年各年度版 労働大臣官房労働統計調査部編『労働統計年報』昭和三十年~昭和四十年各年度版

財団法人労働法令協会『労働時報』

「商店等に働く年少労働者の実態 調査結果の概要 」,第11巻第3号,1958年

「週休制の現状と問題点」第11巻第9号、1958年

婦人少年協会『婦人と年少者』

「最近の新聞紙上にあらわれた商店街週休制をめぐる問題」,第6巻第6号,1958年 労働省労働基準局福利課『給与月報』

「週休制」第13巻第4号、1959年

「小企業における労働条件の現状と問題点 (二) 賃金実態を中心に 」同上 労働調査協議会・労働調査研究所『労働調査時報』

「"週二日休日制"と合理化 最近の諸事例から 」,第470号,1963年

「時間短縮の動向と週二日休日制」第487号,1963年

「労働時間短縮の現況 日経連の調査から (560社)」第487号, 1963年

『朝日新聞』

1921年6月28日夕刊2面「商店員の週休要求 大阪から組合代表上京」

1951年12月18日夕刊 2 面「三越ストに入る 出入口にピケライン」

1951年12月19日朝刊1面「三越今日もスト」

1951年12月20日朝刊3面「22日から無期限スト 三越」

1957年8月24日朝刊10面「日本橋問屋街で週休制実施」

1957年10月24日夕刊 2 面「商店の週休制をめぐって 難しい小売店の場合 就職希望減がきっかけ」

1958年2月13日朝刊12面「港・品川・練馬区で 全区の商店ーせい休業制」

『読売新聞』

1921年6月15日朝刊9面「週休運動の第二歩として講演会を開く」

1921年7月29日朝刊3面「斬馬剣 週休制」

1921年11月21日朝刊2面「商店週休制可決」

1951年12月11日夕刊2面「三越あすスト?」

1951年12月12日夕刊3面「三越早朝スト 東京の三店」

1951年12月18日朝刊3面「三越きょうスト」

1951年12月18日夕刊2面「三越スト突入 ピケ破りで乱闘」

1951年12月19日朝刊3面「警官、実力で開店 三越ストきょうも紛糾か」

1951年12月20日朝刊3面「三越、無期限ストへ」

1951年12月22日夕刊2面「三越ストを延期 きょう平常に戻る」

1957年8月13日朝刊5面「人生案内 閑な八月に休日を 問屋街に働く私たち店員の願い」

1957年9月10日朝刊5面「時代の流れ"週休制"『人生案内』への訴えもきっかけに」

1958年1月24日朝刊8面「最低賃金、休み決める。合羽橋商工協組店員の集団採用に成功」 1958年2月13日朝刊12面「港・品川・練馬区で 全区の商店一せい休業制」 1962年3月5日朝刊11面「半分が"話と違う待遇" 住み込み従業員の実態」